

協会けんぽ 兵庫支部からの お知らせ



職場内で回覧・掲示をお願いします

＼申込不要・いつでも・どこでも・だれでも受講可能！／ メンタルヘルスセミナーのご案内

参加費
無料

ここ20年で職場におけるメンタルヘルス不調は一気に増加しています。
「メンタルヘルス対策ってどうすればいいの？」とお悩みのご担当者様に、オンラインセミナーのご案内です。例年の管理職向け、全従業員向けに加え、今年度は若手従業員向けのセミナーも配信しています。社内研修にもぜひご活用ください。

配信期間 令和8年8月3日(月)～9月30日(水)

視聴方法

協会けんぽ兵庫支部の
ホームページからアクセスして
視聴できます

協会けんぽ兵庫支部
TOPページ

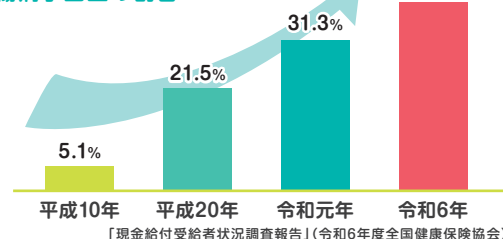
健康づくり

令和8年度
メンタルヘルスセミナー
の配信を開始しました

セミナーの視聴は
こちら

傷病手当金の
申請理由の
トップに！

精神および行動の障害による
傷病手当金の割合



＼目的・対象者別に学べる3つのセミナー／

1 管理職向け 45分 講師：岡田 邦夫 氏 (労働衛生コンサルタント NPO法人健康経営研究会 理事長)

管理職が知っておくべき 職場のメンタルヘルス実践対応
～ハラスメント時代に求められる、部下を守り、組織を強くするマネジメント～



2 全従業員向け 30分 講師：樋口 毅 氏 (産業カウンセラー NPO法人健康経営研究会 理事)

がんばる人ほど知っておきたい メンタルセルフケア
～ストレスと上手につきあい、自分らしく働き続けるために～



NEW 3 若手従業員向け 30分 講師：樋口 毅 氏 (産業カウンセラー NPO法人健康経営研究会 理事)

社会人5年目までに身につけたい 心が折れない働き方
～ストレスとの付き合い方、相談力、しなやかに働くコツ～



【主催】全国健康保険協会 兵庫支部 【共催】兵庫県社会保険協会 【後援】兵庫産業保健総合支援センター



毎年大好評！
参加費
無料

／申込不要・いつでも・どこでも視聴可能！／

健康経営[®]優良法人認定セミナーを 今年も開催します！

※「健康経営[®]」は、
NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



配信期間 令和8年9月上旬～令和8年11月上旬まで

視聴方法 配信期間になりましたら、
協会けんぽ兵庫支部のホームページから
アクセスして視聴できます。

セミナーの視聴はこちら ▶



セミナー内容

第1部 健康経営優良法人認定制度について 30分程度

健康経営の最新情報をお伝えします！ 説明：健康経営優良法人認定事務局

第2部 「健康経営優良法人2027」の認定基準と申請方法について 60分程度

認定基準もわかりやすく解説します！ 説明：全国健康保険協会 兵庫支部

【共催】兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会 【後援】近畿経済産業局



協会けんぽ兵庫支部のメールマガジンに登録していただくと、
配信日が決まり次第、お知らせが届きます。

メルマガの登録はこちら ▶



高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります



医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和7年(2025年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を 有する場合 (被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	70歳以上の被扶養者を 有しない場合 383万円未満	被保険者の収入が383万円以上の方のうち 旧被扶養者※を有する場合 (旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満
--	---	---

制度の詳細や申請方法は
申請は電子申請がおすすめです！



※旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方をいいます。(被扶養者でなくなった後、5年を経過する月までの間に限ります。)また、65歳～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方も含みます。

「電子処方せん」を知っていますか？

これまで紙で受け取っていた処方せんを電子化した「電子処方せん」を利用できる医療機関・薬局が増えてきています。マイナ保険証利用時に、電子処方せんを使うことで複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができ、同じ成分のお薬をもらうこと(重複投薬)やよくないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。そのほかにもメリットがたくさんありますので、マイナ保険証・電子処方せんを使ってみませんか。

電子処方せんの
詳細はこちら
(厚生労働省)

